



議案第十三号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「一万円」を「二万円」に改める。

第六条中「次の区分に支給する。世帯主 五千元、非世帯主 三千元」を、「五千円を支給する。」に改

める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。